

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年 11 月 29 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フタバヤ近江店 米原市顔戸 1063-1 ほか
- 2 意見の概要 米原市からの意見
 - (1) 工事に際しては、近隣住民および家屋等の災害防止に万全を期し、資機材等の搬入出について、歩行者、通行車両、周辺家屋の安全を図るよう努めること。
 - (2) 米原市公害防止条例（平成 18 年米原市条例第 45 号）第 5 条（事業者の責務）を遵守すること。
 - (3) 地域との調和を図り、地域経済の発展に向けて寄与されたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
米原市伊吹庁舎経済環境部商工観光課 米原市春照 490-1
 - (2) 縦覧期間 令和元年 11 月 29 日から令和元年 12 月 30 日まで